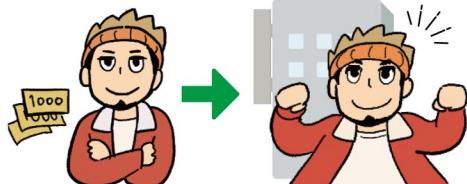


法人化しても建設国保を脱退する必要はありません

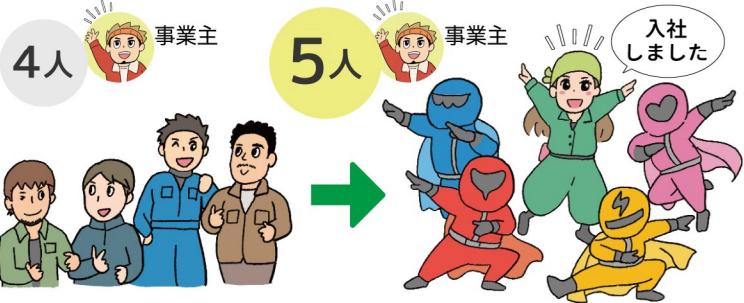
✓ 会社を法人化

個人事業主 ▶ 法人化



OR

✓ 個人事業所の従業員が5人以上になった



建設国保に残る

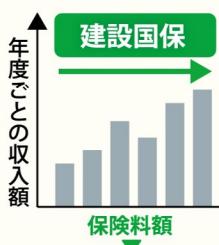
どちらかを選択しなければなりません



協会けんぽに加入する

建設国保の主なメリット

本人と家族の保険料と事業所負担の合計を比べてみてはどうですか？



収入に関係なく保険料が一定稼ぐ人ほどお得



事業主負担がない

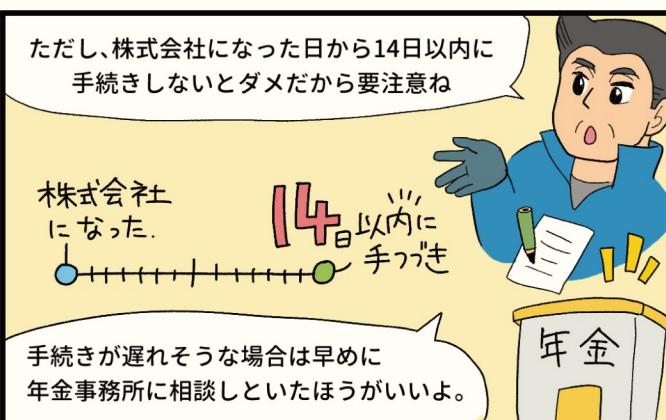


事業所の負担軽減(金銭と労務の両面)

収入に応じて保険料が上昇

会社と従業員で折半

建設国保に残る場合に行う手続き



建設国保に残るための手続きの流れ（適用除外申請）

建設国保



手続きの中身がわからない場合は建設国保にお問い合わせください。

上図をやさしく解説

① 支部で適用除外申請の手続き



② 建設国保から事業所に適用除外申請書を返送される



③ 適用除外申請書と必要書類を持参して年金事務所で手続き ※必要書類は年金事務所にお問い合わせください。



④ 適用除外承認証の交付



⑤ 適用除外承認証のコピーを建設国保にFAXまたは郵送



⑥ 適用除外に対応した新しい保険証が交付される



ココ大事！

事実が発生した日(会社設立日)から
14日以内(土日祝や年末年始含む)に
年金事務所で手続きを!!

※会社が法人になった、従業員が5人以上になったら適用除外の手続きが必要です。



過去にはこんな失敗例が!



法人にした後、ゴールデンウィークがあり
年金事務所への提出が遅れてしまった…



登記した時に適用除外制度を知らず、
気づいたときには登記から14日以上経過していた

登記簿が出来るのを待っていたら
間に合わなかった(+_-)



仕事が忙しく、年金事務所に
手続きに行くのが遅れた



→ 手続きが遅れそうな場合は、早めに年金事務所に相談しましょう

適用除外申請は会社を法人化した
時だけ行う手続きではありません

こんな方いませんか??



CASE 1 建設国保に加入する法人事業所で
新たに従業員を雇ったとき



CASE 2 建設国保に加入する法人事業所で
新たに家族を役員に就任させ、厚生年金をかけたとき



CASE 3 個人事業所で従業員が
5人以上になったとき



CASE 4 5人未満の個人事業所で
従業員に厚生年金をかけたいとき

➡ こんな場合も適用除外申請が必要です。個人事業所のまま厚生年金をかけることも可能ですが（ただし事業主は対象外）

そもそも社会保険って何？「社会保険＝協会けんぽ」じゃないの？

「社会保険＝協会けんぽ」ではありません

社会保険とは、病気・ケガ、老後の資金不足、失業などの国民生活における万が一のリスクに備えるための公的保険制度のことです。

協会けんぽは、医療保険の健保に該当します。

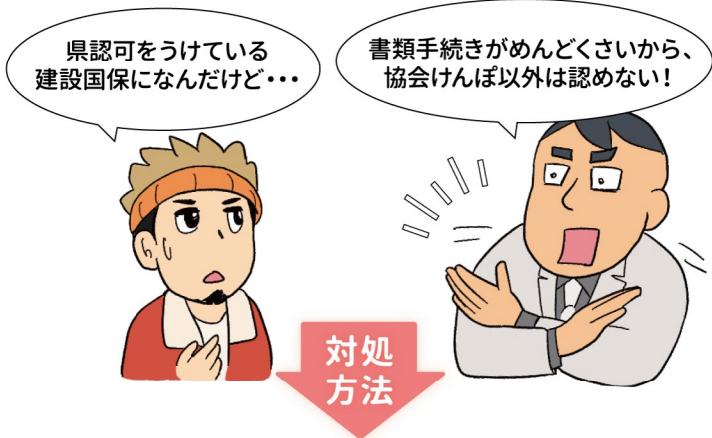
社会保険のイメージ図							
広い意味での社会保険							
狭い意味での社会保険							
医療保険				年金保険		介護	労働保険
国保	健保	国民年金	厚生年金	介護保険	労災保険	雇用保険	

※詳しくは下表で

よくある例① 建設国保の存在を知らない



よくある例② 元請が協会けんぽ以外認めないと言って譲らない



よくある間違い 厚生年金の加入義務の有無や必要な保険が何かを理解していない



「適用除外を受けた建設国保は、協会けんぽと同等と国が認めている」と説明してください



■立場別 下請が現場入場するために必要な保険一覧表

所属する事業所		働き方	社会保険			各種保険のかんたんな説明
形態	常用労働者の数		いずれかの ^{※1} 医療保険に加入	^{※2} 年金保険	労働保険	
法人事業所	1人～	従業員	・適用除外承認を受けた、建設国保などの国保組合(同業同種の自営業者が加入)	厚生年金	※3 雇用保険	※1 医療保険とは 国民皆保険制度により全国民が加入することになっている。働き方や事業所の規模によって加入できる保険の種類が変わる。
		事業主役員等	・協会けんぽ(主に中小企業の会社員が加入)		――	
個人事業所	5人～	従業員	・健保組合(主に大企業の会社員が加入)	※3 雇用保険	――	※2 年金保険とは 国民年金は日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する。厚生年金は一定規模以上の会社などに勤務している人が加入する。
		従業員	・建設国保などの国保組合(同業同種の自営業者が加入)		――	
	1人～4人	従業員	・市町村国保(自営業や無職の人が加入)	国民年金	――	※3 雇用保険とは いわゆる「失業保険」。退職した場合に失業給付が支払われる。ハローワークで手続きする。
		事業主1人親方	――		――	